

大分県報

令和六年
第四八二号
二月六日

（火曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局職員就業規程の一部改正……………一

告 示

道路区域の変更……………一

道路の供用開始……………二

選挙管理委員会告示

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………二

収用委員会告示

土地収用法による裁決手続の開始……………二

○企業局管理規程

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年二月六日

大分県企業局長 渡 辺 文 雄

大分県企業局管理規程第一号

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「。以下「育児休業条例」という。」を削る。

別表第二の原因の項中「休暇の時間」を「休暇の期間」に改め、同表の二十一の項を次のように改める。

二十一 職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であ

一の年において五日（義務教育終了前の子が二人以上の場合にあつては、十日）

令和六年二月六日

ると認められるとき。

イ 配偶者、父母、子（配偶者の子及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（同法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童を除く。）を含む。以下この項において同じ。）、祖父母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷し、又は疾病にかかったこれらの者の世話を行うことをいう。）を行う場合

ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合

を超えない範囲内でその都度必要と認め
る日又は時間

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

○告 示

大分県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年二月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて

大分県報（企業局管理規程・告示）

令和六年二月六日

大分県報（告示・選管委告示・収用委告示）

二

一般の縦覧に供する。
令和六年二月六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名		区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道佐賀関循環線		大分市大字佐賀関字潮 礁五二三三番一から 大分市大字佐賀関字潮 礁五二三四番三まで	後			
			前			
			A	メートル 一六・〇 四・〇	メートル 一五九・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			B	メートル 三六・二 四・一	メートル 一二〇・二	

大分県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和六年二月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年二月六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道耶馬溪院内線	宇佐市院内町定別当字入道三五六番七から 宇佐市院内町定別当字入道三五八番八まで	令六・二・六

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。
令和六年二月六日

大分県選挙管理委員会委員長 木 俊 廣

- 一 指定病院中
- 「医療法人芝蘭会今村病院」を
「医療法人恵愛会大分中村病院」に、
 - 「医療法人芝蘭会今村病院」を
「医療法人恵愛会大分中村病院」に、
 - 「医療法人三杏会仁医会病院」を
「医療法人三杏会仁医会病院」に、
 - 「医療法人三杏会仁医会病院」を
「医療法人三杏会仁医会病院」に、
 - 「医療法人三杏会仁医会病院」を
「医療法人三杏会仁医会病院」に、
 - 「医療法人三杏会仁医会病院」を
「医療法人三杏会仁医会病院」に、
 - 「医療法人三杏会仁医会病院」を
「医療法人三杏会仁医会病院」に、
 - 「医療法人三杏会仁医会病院」を
「医療法人三杏会仁医会病院」に、
 - 「医療法人三杏会仁医会病院」を
「医療法人三杏会仁医会病院」に、

○収用委員会告示

大分県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
令和六年二月六日

大分県収用委員会

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一般国道十号改築工事（高江拡張）並びにこれに伴う市道及び公共下水道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	公簿	地目	公簿	積	実測	裁決手続の開始を決定した面積
1 収用の部分							

土地の所在	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した面積																
		公簿	現況	公簿	実測																	
大分市大字 中判田字笹 越	四一八番一	山林	山林	平方メートル 四、九四五	平方メートル 八、三七五・二八	平方メートル 二、五九九・四八																
	四一九番一	山林	山林	平方メートル 八、三四五	平方メートル 八、三四五・二〇	平方メートル 四九〇・六九																
	四二〇番一	山林	山林	平方メートル 五三二	平方メートル 一、七九二・六三	平方メートル 一、七九二・六三																
(1) 土地の所在、地番、地目及び地積等																						
2 使用の部分																						
(2) 使用の方法及び期間等																						
使用方法		範囲		使用期間																		
側溝設置に伴う床掘工事を行うための一時使用		平方メートル 一七・三四	平方メートル 〇・四一	明渡しの日の翌日から九二七日間																		
四 土地所有者の氏名及び住所 佐藤 慎也 大分市大字宮崎一一九六番地の二二一 ただし、登記記録上の住所		平方メートル 一三・八一		明渡しの日の翌日から二七六日間																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%; text-align: center;">六 裁決手続の開始を決定した年月日 令和六年一月二十三日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">四二〇番一</td> <td style="width: 45%;">九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健</td> <td style="width: 30%;">福岡県福岡市中央区渡辺通 二丁目一番八二号</td> <td style="width: 10%;">地役権</td> <td style="width: 10%;">平成一八年七月六日 受付第一五三二二号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四一九番一</td> <td>九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健</td> <td>福岡県福岡市中央区渡辺通 二丁目一番八二号</td> <td>地役権</td> <td>平成一八年七月六日 受付第一五三二二号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四一八番一</td> <td>九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健</td> <td>福岡県福岡市中央区渡辺通 二丁目一番八二号</td> <td>地役権</td> <td>平成一八年七月六日 受付第一五三二〇号</td> </tr> </table>							六 裁決手続の開始を決定した年月日 令和六年一月二十三日	四二〇番一	九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健	福岡県福岡市中央区渡辺通 二丁目一番八二号	地役権	平成一八年七月六日 受付第一五三二二号	四一九番一	九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健	福岡県福岡市中央区渡辺通 二丁目一番八二号	地役権	平成一八年七月六日 受付第一五三二二号	四一八番一	九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健	福岡県福岡市中央区渡辺通 二丁目一番八二号	地役権	平成一八年七月六日 受付第一五三二〇号
六 裁決手続の開始を決定した年月日 令和六年一月二十三日	四二〇番一	九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健	福岡県福岡市中央区渡辺通 二丁目一番八二号	地役権	平成一八年七月六日 受付第一五三二二号																	
	四一九番一	九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健	福岡県福岡市中央区渡辺通 二丁目一番八二号	地役権	平成一八年七月六日 受付第一五三二二号																	
	四一八番一	九州電力送配電株式会社 代表取締役社長 廣渡 健	福岡県福岡市中央区渡辺通 二丁目一番八二号	地役権	平成一八年七月六日 受付第一五三二〇号																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">五 大分市大字寒田一〇六六番地の七八 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">地番</td> <td style="width: 45%;">氏名</td> <td style="width: 30%;">住所</td> <td style="width: 10%;">権利の種類</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>							五 大分市大字寒田一〇六六番地の七八 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類	地番	氏名	住所	権利の種類											
五 大分市大字寒田一〇六六番地の七八 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類	地番	氏名	住所	権利の種類																		

令和六年二月六日

大分県報（収用委告示）